

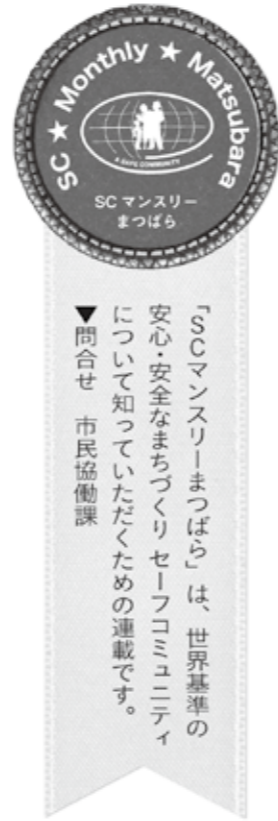
市では現在、子どもや女性への声かけ事案などがやや増加傾向にあります(※声かけ事案などは、声かけ・つきまとい・痴漢・公然わいせつ・強制わいせつ・暴行(脅迫)・不審者情報のことです)。

また、その発生時間帯をみると、子どもへの声かけ事案などは夕刻に、女性への声かけ事案などは夜間に多く発生していることがわかります(下図参照)。

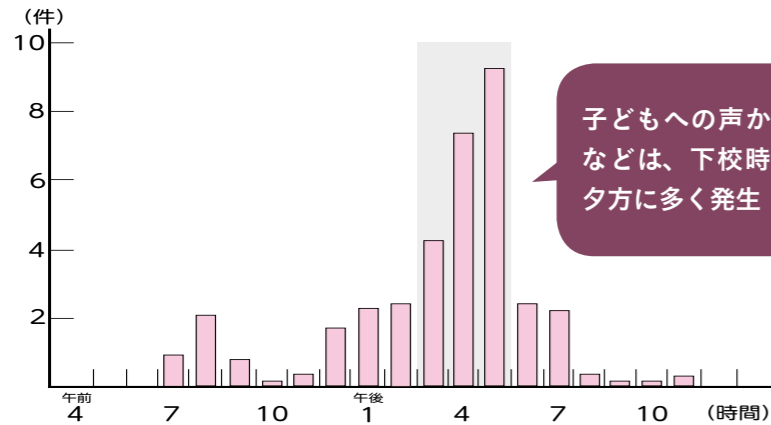
このような声かけ事案などを一つでも減らすために、青色防犯パトロールや子ども見守り活動などを地域の皆さんにご協力いただき実施しています。

被害に遭わないためにも後方をこまめに確認する、人通りの多い道を選ぶ、防犯ブザーを携帯するなど、防犯対策をおこなってください。

## 子どもや女性への声かけ事案に注意!

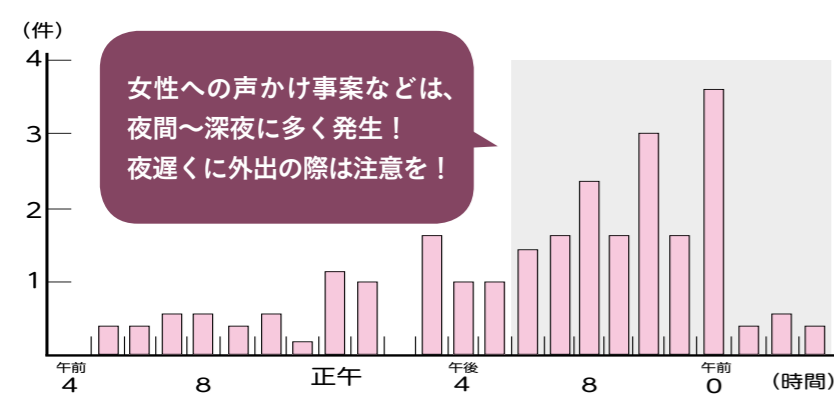


▼子どもへの声かけ事案などの発生件数 (2012年～2016年平均値)



子どもへの声かけ事案などは、下校時刻など夕方に多く発生!

▼女性への声かけ事案などの発生件数 (2012年～2016年平均値)



女性への声かけ事案などは、夜間～深夜に多く発生! 夜遅くに外出の際は注意を!

**防犯カメラの設置を推進しています**

犯罪発生時の抑止や早期検挙を目的に、町会や商店会、警察と協力しながら防犯カメラの設置を進めています。平成28年度末時点での防犯カメラ設置累計台数は674台であり、これまでに防犯カメラの画像が犯罪の早期検挙につながった事例もありません。犯罪抑止に多大な効果を示しています。

### 一戸一灯運動にご協力ください

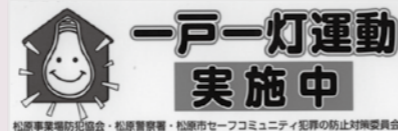
犯罪の起こりにくい環境をつくるために、一戸一灯運動を推進しています。

一戸一灯運動とは、夜間に各家庭の門灯や玄関灯を点灯して、住宅街の暗がりをなくするという運動です。電気が気になる人も多いと思いますが、一般的な20Wの蛍光灯1個を1日6時間点灯しても、1カ月間の電気料金は約106円、ジュース1本くらいです。

点灯時間は、「就寝まで」や「夜通し」など、皆さん

のご協力いただける範囲で結構です。地域が一体となって防犯に取り組むことで、防犯の効果はより強固なものとなりますので、ご協力をお願いします。

また、一戸一灯運動ステッカーを配布していますので、郵便受けなど見えやすいところに貼ってください。



## 市政報告会を開催します

昨年度に引き続き、本年度も市政報告会を開催します。市民の皆さんのさらなる市政への理解や関心を深めることを目的に、市の施策の成果や今後の展望について報告します。皆さんの参加をお待ちしています。

▶とき・ところ 右表参照

▶問合せ 企画政策課



▲昨年の市政報告会の様子

10月17日(火) 午後7時～	向井公民館(新町地区)
10月18日(水) 午後7時～	西大塚公民館(松原地区)
10月22日(日) 午後1時30分～	小川集会所(恵我地区)
10月25日(水) 午後7時～	河合公民館(松原地区)
10月26日(木) 午後7時～	油上公民館(天美地区)
10月27日(金) 午後7時～	三宅町土地改良区組合員集会所(三宅地区)
11月5日(日) 午後7時～	西野々会館(松原地区)
11月15日(水) 午後7時～	高木町公民館(新町地区)
11月18日(土) 午後7時～	新堂公民館(松原地区)
11月20日(月) 午後7時～	一津屋町会館(恵我地区)
11月22日(水) 午後7時～	堀公民館(天美地区)
11月23日(木) 午後7時～	池内記念会館(天美地区)

※開催時間は各回とも約1時間の予定です。

10月20日(金)		
とき	内容	ところ
午前9時10分～10時10分	全体説明	まつばらテラス(輝)
午前10時30分～11時30分	高齢者の安全	松寿苑
午前11時30分～11時50分	元希者エクササイズ視察	
午後1時30分～2時30分	外傷調査	まつばらテラス(輝)
午後3時～4時	ISS実施校視察	布忍小学校
午後4時10分～5時10分	子どもの安全	
10月21日(土)		
午前9時10分～10時10分	自殺予防	まつばらテラス(輝)
午前10時30分～10時50分	防災訓練視察	恵我小学校
午前11時10分～午後0時10分	交通安全	まつばらテラス(輝)
午後1時40分～2時40分	犯罪の防止	
午後2時55分～3時55分	災害時の安全	
午後4時55分～5時25分	講評	

松原市がセルフコミュニティの認証を取得してから4年が経過しました。来年に迫って来たセルフコミュニティ再認証取得に向けた事前指導を、10月20日(金)・21日(土)の2日間、まつばらテラス(輝)他でおこないます。

両日とも、午前9時10分より各委員会から認証取得後の活動やその成果について報告し、市内の視察なども実施します。

また、21日(土) 午後4時55分より審査員から事前指導の講評と再認証取得に向けた助言・指導をいただきます。

セルフコミュニティの現在の活動を知る絶好の機会ですので、皆さんをお誘い合わせの上、ぜひお越しください。

また、事前指導の様子は広報まつばら11月号でご紹介します。

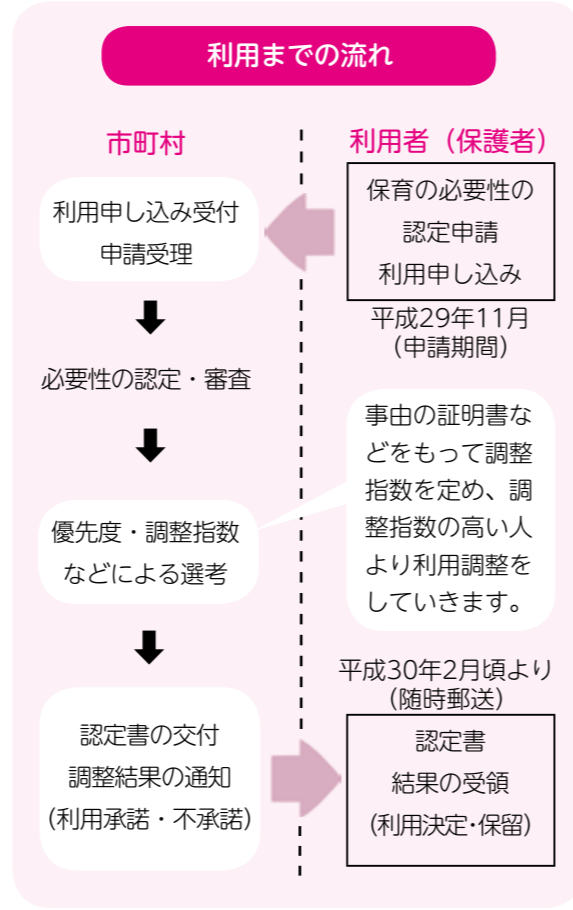
▼問合せ 市民協働課



## 再認証事前指導を実施します

【募集を行う公立・私立の認可保育施設一覧】

	施設名	保育年齢	住所	電話番号
公立	第2保育所	3カ月～	南新町 3-7-30	331-7846
	第3保育所	3カ月～ 2歳児	上田 7-11-34	332-8763
	第4保育所	3カ月～	天美我堂 3-124-10	335-5660
	第7保育所	3カ月～	一津屋 3-4-32	335-6116
私立	岡町学園	3カ月～	岡2-10-31	334-5116
	青い鳥学園	3カ月～	天美南1-202	332-0580
	ことり保育園	3カ月～ 2歳児	天美南5-4-8	349-6144
	清水保育園	3カ月～	南新町5-13-4	335-1050
	新堂保育園	3カ月～	新堂5-227-1	332-7707
	ピヨピヨ保育園	3カ月～	西野々 2-3-5	333-8066
	まつばら駅前 おおぞら保育園	3カ月～	上田4-3-32	338-0288
	松原保育園	3カ月～	松ヶ丘3-845	337-9477
	天美保育園	3カ月～	天美東8-6-35	332-0341
	天美北保育園	3カ月～	天美北1-360-1	339-1750
	松原カーノ 保育園	3カ月～	東新町2-210	334-6080
	アミアア保育園	3カ月～	西野々 1-9-3	336-0606
	みつばち保育園	3カ月～	三宅西2-466-4	336-4900
	阿保くすの木 保育園	3カ月～	阿保2-23-2	336-8928
	うえだ おおぞら保育園	3カ月～	上田8-11-7	337-6051
	幼保連携型認定こども園 宮前つばさ幼稚園	6カ月～	上田6-10-24	337-0283
	幼稚園型認定こども園 松原ひかり幼稚園	1歳児～	阿保3-16-41	332-1648



**平成30年度 留守家庭児童会室(学童保育)入室者募集**

4月1日からの入室希望者を次のとおり募集します。

児童会室は、放課後から午後5時まで、遊びをとおして安全保護および生活指導を行います。※開設場所は各小学校内となります。

▼対象 保護者などが就労または疾病などにより、15日以上放課後留守家庭となる月が3カ月以上継続する児童(小学1～6年生)

※夏休みなどの長期休業中のみの入室

**第2期 まつばらブランド「La Matsubara(ラ・まつばら)」認定事業を募集します**

まつばらブランド認定事業は、松原市内の事業者の優れた商品や技術、ビジネスモデルを認定し、その商品価値や企業価値を全国にPRし、ネットワークを広げていくことで地域産業のより一層の発展と松原市のCITYイメージの向上を図ることを目的としています。

認定された商品や事業者には、まつばらブランド認定事業ロゴマーク「La Matsubara」が付与されます。

▶募集期間 10月6日(金)～12月8日(金)  
※詳細や過去の認定事業などにつきましては、「松原ブランド研究会」のホームページやFacebookをご覧ください。

▶問合せ まつばらブランド認定事業委員会事務局(阪南大学学長室社会連携課内) ☎332-1224代表、Eメール renkei@office.hannan-u.ac.jp)



**▼利用申込書の受付**

【受付期間】 11月1日(水)～15日(水)  
(11月3日(祝)、11日(土)、12日(日)を除く)  
午前9時～午後5時30分  
※11月4日(出)・5日(日)は午前10時～午後4時(時間外入口からお越しください)。

【受付場所】 子ども未来室  
※認定こども園(宮前つばさ幼稚園・松原ひかり幼稚園)の幼稚園(教育)部分を申し込みされる場合は、直接各園へお申し込みください。

【利用申し込み時の注意事項】  
・必要な書類が揃っていない場合、または提出書類に記載漏れがある場合は受け付けることができません。

**▼利用申込書の配布**

【配布期間】 10月2日(月)～(土曜・日曜・祝日を除く)午前9時～午後5時30分

【配布場所】 子ども未来室、各保育施設(保育施設の場合は数に限りがあります)

平成30年4月に保育所などで保育の利用を希望される人へ

# 利用申込書を配布します

▼問合せ 子ども未来室

子ども未来室で申し込み状況などを掲示する予定です。申し込みの際に参考にしてください。ただし、電話による申し込み状況の問い合わせは受け付けていません。

・利用申し込み後、保護者の勤務形態、家庭状況などに変更がある場合や申し込みを取り消す場合は、必ず子ども未来室までご連絡ください。

・定員に余裕がない場合など、申し込みをされても必ず利用できるとは限りません。

【利用要件】

- ・就労(児童の保護者が昼間外で仕事をしている)
- ・母親の妊娠・出産
- ・疾病(病気や負傷、身体・精神障害などがある)
- ・など、児童が家庭において保育を受けることが困難な場合。

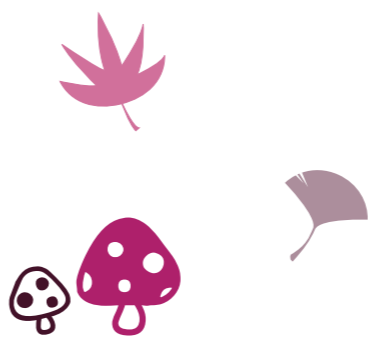
【利用の決定および通知】

利用調整を行い決定します。決定後、直接申請者に利用決定通知書を郵送します。

**▼療育手帳をお持ちなど保育に配慮が必要なお子さんの保育所などの利用を希望される人へ**

先行して募集を開始しますので10月2日(月)から子ども未来室にご相談ください。

利用申し込み期間は10月10日(水)～20日(金)です。ただし、お子さんの状態や定員に余裕のない場合など、申し込みをされても利用できない場合があります。



室および就労終了時間が午後3時より前の場合は対象となりません。

▼定員 各児童会室 40人

▼費用 市民税額により算定されます。(最高額7000円、2人目以降は半額) ※おやつ代、教材費などは別途実費負担。

▼書類配布期間 10月2日(月)より子ども未来室(土曜・日曜・祝日を除く)および各留守家庭児童会室(日曜・祝日を除く)にて配布します。

▼申込期間・場所 11月1日(水)～15日(日)(11月3日(祝)、11日(土)、12日(日)は除く) 午前9時～午後5時30分  
※11月4日(出)・5日(日)は午前10時～午後4時(時間外入口からお越しください)。

入室許可申請書などに必要事項を記入の上、認印を持参し、子ども未来室へ。

※書類の郵送および各児童会室での受け付けはできません。また、必要書類不足の場合は受け付けできません。

▼問合せ 子ども未来室

